区分番号Ａ３０１－４に掲げる小児特定集中治療室管理料	小児特定集中治療室管理料 （７日以内の期間）　14,952点 （８日以上14日以内の期間）　12,811点 （15日以上30日以内の期間）　13,069点 （31日以上55日以内の期間）　13,261点 注１　基本診療料の施設基準等第九の五の二の(7)に規定する基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病室に入院している患者に対して、入室後早期から離床等に必要な治療を行った場合に、早期離床・リハビリテーション加算として、入室した日から起算して14日を限度として500点を所定点数に加算する。 ２　基本診療料の施設基準等第九の五の二の(8)に規定する基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病室に入院している患者に対して、入室後早期から必要な栄養管理を行った場合に、早期栄養介入管理加算として、入室した日から起算して７日を限度として250点（入室後早期から経腸栄養を開始した場合は、当該開始日以降は400点）を所定点数に加算する。
区分番号Ａ３０２に掲げる新生児特定集中治療室管理料	新生児特定集中治療室管理料 新生児特定集中治療室管理料１ （14日以内の期間）　8,958点 （15日以上30日以内の期間）　9,216点 （31日以上110日以内の期間）　9,408点 新生児特定集中治療室管理料２ （14日以内の期間）　6,817点 （15日以上30日以内の期間）　7,075点 （31日以上110日以内の期間）　7,267点
区分番号Ａ３０２－２に掲げる新生児特定集中治療室重症児対応体制強化管理料	新生児特定集中治療室重症児対応体制強化管理料 （７日以内の期間）　13,135点
区分番号Ａ３０３に掲げる総合周産期特定集中治療室管理料	総合周産期特定集中治療室管理料 母体・胎児集中治療室管理料 （14日以内の期間）　5,750点 新生児集中治療室管理料 （14日以内の期間）　8,958点 （15日以上30日以内の期間）　9,216点 （31日以上110日以内の期間）　9,408点 注　基本診療料の施設基準等第九の六の二の(4)に規定する基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病院において、胎児が重篤な状態であると診断された、又は疑われる妊婦に対して、当該病院の医師、助産師、看護師、社会福祉士、公認心理師等が共同して必要な支援を行った場合に、成育連携支援加算として、入院中１回に限り、1,200点を所定点数に加算する。
区分番号Ａ３０３－２に掲げる新生児治療回復室入院医療管理料	新生児治療回復室入院医療管理料 （14日以内の期間）　3,958点 （15日以上30日以内の期間）　4,216点 （31日以上140日以内の期間）　4,408点
区分番号Ａ３０５に掲げる一類感染症患者入院医療管理料	一類感染症患者入院医療管理料 （14日以内の期間）　7,759点 （15日以上30日以内の期間）　6,751点 （31日以上の期間）　6,943点
区分番号Ａ３０７に掲げる小児入院医療管理料	小児入院医療管理料 小児入院医療管理料１ （14日以内の期間）　3,243点 （15日以上30日以内の期間）　3,501点 （31日以上の期間）　3,693点 小児入院医療管理料２ （14日以内の期間）　2,513点 （15日以上30日以内の期間）　2,771点 （31日以上の期間）　2,963点 小児入院医療管理料３ （14日以内の期間）　2,049点 （15日以上30日以内の期間）　2,307点 （31日以上の期間）　2,499点 小児入院医療管理料４ （14日以内の期間）　1,388点 （15日以上30日以内の期間）　1,646点 （31日以上の期間）　1,838点 小児入院医療管理料５ （14日以内の期間）　384点 （15日以上30日以内の期間）　642点 （31日以上の期間）　834点 注１　基本診療料の施設基準等第九の九の(7)に規定する基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病院の病棟において小児入院医療管理が行われた場合には、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ１日につき所定点数に加算する。 イ　保育士１名の場合　100点 ロ　保育士２名以上の場合　180点 ２　当該病棟に入院している患者が人工呼吸器を使用している場合は、人工呼吸器使用加算として、１日につき600点を所定点数に加算する。 ３　基本診療料の施設基準等第九の九の(8)に規定する基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た病院に入院している患者（小児入院医療管理料３、小児入院医療管理料４又は小児入院医療管理料５を算定している患者に限る。）について、当該基準に係る区分に従い、次に掲げる点数をそれぞれ１日につき所定点数に加算する。 イ　重症児受入体制加算１　200点 ロ　重症児受入体制加算２　280点